

ピナクル山の会

し お り

2017年



目 次

- 我が会の紹介
- 「ピナクル山の会」規約
- 山行規定
- 遭難対策規定
- 遭対基金規定
- 登山計画書
- 共同装備管理方法

我が会の紹介

名称：ピナクル山の会

会長：荒屋 亮

創立：1971年10月3日（同時に福岡県勤労者山岳連盟加入）

創立時の経過：福岡勤労者山岳会から分離独立結成

誰もが気軽に入会できるオールラウンドの山の会を目指す。

会員数：男性 34名、女性 29名、計63名（2017.3月現在）

会報：名称「道標」毎月発行、通巻546（2017.3月現在）

活動状況：例会・・・毎月1回（中央区民センター）

運営委員会・・・毎月1回（山の会事務所）

会報印刷（機関紙部）・・・毎月1回（山の会事務所）

事務所：山の会事務所

福岡市中央区渡辺通2丁目8-29 都地ビル303号

ホームページ：<http://pinnacle-mountain.jp/>

創立からの主な出来事

1971.10 創立。ハイキングの新聞募集に19名参加、全員会員となる。

1972. 3 自然保護部設部（以降、近郊の清掃登山等を行う）

・ 8 北ア・槍～穂高縦走（冬期縦走の礎となる）

1976. 1 北ア鹿島槍にて初の冬山合宿8名参加（以降、'80まで冬山合宿）

1980. 1 冬期北ア・槍～穂高縦走14名参加 サポート1名滑落（重傷）

1981. 1 北ア鹿島槍にて4名遭難（無事救出）

・ 8 ヨーロッパアルプス・ユングフラウにて女性会員2名遭難死亡事故
（翌年から毎年、宝満山にて追悼登山）

1983. 8 祖母・奥岳にて沢合宿16名参加（事故後の再出発）

1984. 1 西穂高へ8名参加（以降、毎年数パーティーの冬山登山）

1986. 1 伯耆大山冬山合宿12名、県連登山学校（五竜岳）3名参加

1987.10 身体障害者との触れ合い交流登山（県連主催）に参加

1988. 4 機関紙「道標」200号記念、福岡の山200km縦走

1991.11 創立20周年記念パーティー、記念誌発行

1996. 8 機関紙「道標」300号発行

1996.10 機関紙「道標」300号記念誌発行

2000. 3 ホームページ開設

2001.10 創立30周年記念パーティー、記念誌発行

「ピナクル山の会」規約

第1章 総則

第1条 この会は、ピナクル山の会と呼び、福岡県勤労者山岳連盟に加入し、事務所を福岡市中央区渡辺通2丁目8-29 都地ビル303号に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、次のことを目的とする。

- ① 登山観及び登山技術を高めるための諸活動を行う。
- ② 登山や自然を愛好する人々を広く結集し、安全で楽しい山行ができるように努力する。
- ③ 会員相互の親睦を図り、勤労者の立場にたった登山を追求する。
- ④ 遭難及び救助活動を行う。
- ⑤ 関係団体、業者、各機関との連携を深める。

第3章 会員

第3条

- ① この会の規約を承認し、入会金・会費及び労山遭難対策基金を収め、運営委員会の方針に照らし、認められる者は会員になることができる。
- ② 事故や妊娠などで山行活動ができない場合、もしくは運営委員会がやむを得ない事情として認める場合は、休会々員とし会費は半額とする。また新特別基金（遭難対策基金）については免除する。

第4条 この会の不利益になるような行為及び会費3ヶ月以上滞納、もしくは3ヶ月以上の行事に参加しなかった場合は、会員として資格を失うことがある。

第4章 機関

第5条 この会には次の機関を置く。

① 総会

総会は、この会の最高機関であって年1回会長が招集する。また臨時総会は会長または運営委員会、もしくは会員の3分の1以上のいずれかが必要と認めた場合に開くことができる。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数をもって行う。（委任状をもって出席とみなす）

② 運営委員会

運営委員会は、総会から次期総会までの間の執行期間であって、総会で選出された役員によって構成される。

第6条 この会は、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

運営委員 若干名

会計監査委員 2名

役員は総会で選出され、任期は次期総会までとし、再選を妨げない。

但し、任期途中で役員に欠員が生じた場合、運営委員会で後任の役員を選出することができる。

第5章 専門部

第7条 この会は、会の運営を円滑にし、内容を充実発展させるために、次の専門部を置く。

総務部、機関紙部、山行部、ホームページ部であり、各部には運営委員を置く。

第6章 財政

第8条 本会の財政は、入会金、会費、事業収入、寄付金、その他をもってまかなう。

第9条 この会の会計年度は、2月1日から翌年1月末までとし、会計報告は、会計監査を受け、次期総会の承認を受ける。

第10条 この会の入会金は1000円、会費は月1000円とする。

ただし、家族（同世帯）で会員の場合は、二人目以降の家族会費を月500円とする。会費の中に積立て遭難対策基金、全国・県連盟費を含む。

附則

第11条 会費は、半期前納とし、納入された入会金、会費等はこの会を脱会した場合には返金しない。

第7章 雑則

第12条 運営委員会は、この規約に定められていない問題については、規約の精神に基づいて処理することができる。

第13条 山行は別に定められている山行規定に基づいて行う。

第14条 遭難対策については別に定められている遭難対策規定と、遭難対策基金規定に基づいて行う。

第15条 本規定の改廃については、総会で決定する。

第16条 この規約は2012年4月1日より発効する。

(2012年4月1日現在)

山行規定 (規約第13条に基づく規定)

この規定は、会員の山行が記録として残され、より充実した山行を行い、諸活動を発展させるために設けられたものである。

会員は、山行に際して、下記事項に従った山行（登山）計画書および山行報告書を提出しなければならない。

1. 山行計画書は、事前に運営委員全員及び留守宅当番に提出すること。
 - 1) 山行計画書は3日前までに提出すること。
また、山行概要は、道標上等で、会員に対して周知する事。
 - 2) 山行計画書には、山行責任者および参加者の住所、電話番号、緊急連絡先、血液型、山行形態、コース、装備、食料、留守宅当番等を明記すること。
2. 山行終了後は反省会を開く。また、留守宅当番へ夜9時までには下山連絡をすること。
3. 山行報告書は、山行責任者名、参加者、目的地、コース、コースタイム、行動記録、参加者の状態、参加の意見、感想等を明記し、担当者へ提出すること。
4. (第1-1項に関して) 山行計画書を提出された山行部部長は、山行計画全般にわたって検討し、会長と相談の上計画の変更を勧告することができる。
5. 無届けの山行は、会として一切責任を負わない。
6. 自家用車の使用取り決め
交通費の清算方法は、下記の①と②項の代金と燃料代（実費）・高速代金等を参加者総数で割った金額とする。

① 車両消耗費	1 kmにつき	10 円
② 車両使用料	普通車1日	1,000 円
	6人以上乗り	2,000 円

遭難対策規定 (規約第14条に基づく規定)

1. 目的

本規約は、当会会員が山行中に遭難事故を起こした場合の対策について定める。

2. 遭難事故に要する捜索・救助費用

会員の遭難事故に要する捜索・救助費用は、「遭難対策基金規定」に定める。

3. 遭難事故の定義

(1) 遭難事故とは、下記の項目にあたる状況が発生した場合をいう。

- a. 下山予定日の21:00を過ぎても留守宅責任者への下山連絡が無く、留守宅責任者から山行参加者への連絡もつかず、また山行参加者から家族への連絡も無い場合。
- b. 山行パーティーから、パーティー全員あるいは一部に生命の危険がある等でパーティー単独での行動が困難との連絡を受けた場合。
- c. 現地警察、消防等から事故発生の連絡を受けた場合。
- d. その他異常事態が発生したと考え得る場合。

(2) 本規約を適用する遭難事故とは、山行計画書を事前に提出し当会の運営委員会が受理した山行中に発生した遭難事故とする。

4. 遭難事故発生時の初動体制

(1) 留守宅責任者もしくは第一報受信者は遭難事故対応責任者に連絡し、遭難事故対応責任者は以下の事を行う。

(ア) 山行パーティーから遭難事故発生の連絡があった場合

a. 事故発生日時、事故発生場所（ルート、発生場所）、事故内容、事故者の状態、パーティーの状況、食料・装備の状況、現在地、警察・消防への連絡の有無、などを聴取。

b. 次回連絡時間、方法の確認

(イ) 現地警察、消防等から事故発生の連絡を受けた場合

a. 事故発生日時、事故発生場所（ルート、発生場所）、事故内容、事故者の状態、パーティーの状況、食料・装備の状況、現在地などを聴取。

b. 現地連絡者の所属、所在地、氏名、連絡方法の確認。

(ウ) 下山予定日の21:00を過ぎても下山連絡が無い場合

- a. 事故対応責任者から山行参加者に連絡をとり、参加者のいずれにも連絡がとれない場合は、各参加者の家族、緊急連絡先に連絡をとる。

(2) 連絡網

遭難事故対応責任者の優先順位は、山行部長・副会長・会長・総務部長・その他の運営委員・その他の適切な会員である。対応責任者は、事故内容に応じて、事故の発生を、所定の緊急連絡網に従い会員全員に連絡し、必要に応じて対策本部を招集する。

(3) 会員の対応

会員は、遭難事故対応責任者の要請があれば、すべての山行を中止、もしくは延期する。又、要請があれば遭難者の救助、捜索に出来る限りの支援をしなければならない。

5. 対策本部

(1) 対策本部の組織

- a. 設置場所 会事務所に設置する。
- b. メンバー 運営委員が対策本部を組織する。
- c. 役割分担 対策本部には、本部長、副本部長、渉外係、会計係、装備係、記録係を置くものとする。
各係の役割、及び担当は以下の通りとする。

	役 割	担 当
本部長	総責任者	会長
副本部長	副責任者	副会長
渉外係	関係各所との連絡、家族への連絡	総務部部長、山行部副部長
会計係	山岳保険、活動資金	機関紙部部長、総務部副部長
装備係	現地への装備、食糧の手配	山行部部長、HP部副部長
記録係	遭難対策活動の記録	HP部部長、機関紙部副部長、

(2) 情報整理

対策本部において、まず情報の整理を行う。

- ・ 入山ルート、目標山岳(岩壁)、行動予定
- ・ メンバーの氏名、性別、年齢、力量、装備
- ・ 遭難山城の気象、地形
- ・ 事故の状況など

(3) 方針決定

- a. 救助方法の決定、行動計画の策定（自力救助 or 救助要請）
- b. 関係各所への初動連絡（現地警察、消防、山岳救助隊、県連への連絡・・・）
- c. 救助隊の組成、派遣

会員全員に協力要請を行い、対策本部、救助隊への参加ができるかどうかの確認を行い、要員名簿を作成する。

d. 留守対策本部の設置

救助隊の組成に伴い、対策本部は留守対策本部として再組織する。

6. 救助隊、留守対策本部

(1) 救助隊の役割

- a. 現地警察、消防、山岳救助隊との折衝
- b. 医師の手配、入院準備
- c. 留守宅本部との連絡、会計、記録、
- d. 遭難者家族の対応

(2) 留守対策本部の役割

- a. 家族、職場への連絡（状況の説明、現地へすぐに行かないように説得）
- b. 現地救助隊との連絡
- c. 現地救助隊の支援（資金、情報、人員の追加）
- d. マスコミ対応

(3) 救助・搜索活動

- a. 実際の救助活動は現地の公的な救助隊の傘下に入り、その指示に従って行う。
- b. 公的な救助隊に応援を依頼せず、会の救助隊での自力救助の場合は、二重遭難事故の発生を起さぬよう、特に慎重に検討し行動しなければならない。この場合であっても、現地警察には、事故発生の第一報は発信する。（※救助要請ではないことを確認すること）

(4) 救助・搜索活動の範囲

- a. 遭難者負傷のときは、遭難者を病院に入院させるまでとする。
- b. 遭難者死亡のときは、遺体を搬出し検死の終了までとする。
- c. 公的な救助活動が中止となり、依然として遭難者が行方不明の場合は、3年間を限度に運営委員会で搜索期間を検討する

7. 救助又は搜索の費用

規約第14条に基づく規定としての別紙「**遭難対策基金規定**」に示す。

8. 遭難者とは、事故を起こしたパーティを構成する全員をさす。

9. 事後処理

(1) 救助・搜索費用の収支決算

対策本部会計係は、1ヶ月以内に救助・搜索費用の収支決算を行い、運営委員会及び例会に報告しなければならない。

(2) 遭難事故報告書の作成

山行リーダー及び対策本部記録係は、遭難事故報告書を作成し、運営委員会及び例会に報告しなければならない。

(3) 遭難対策協議会

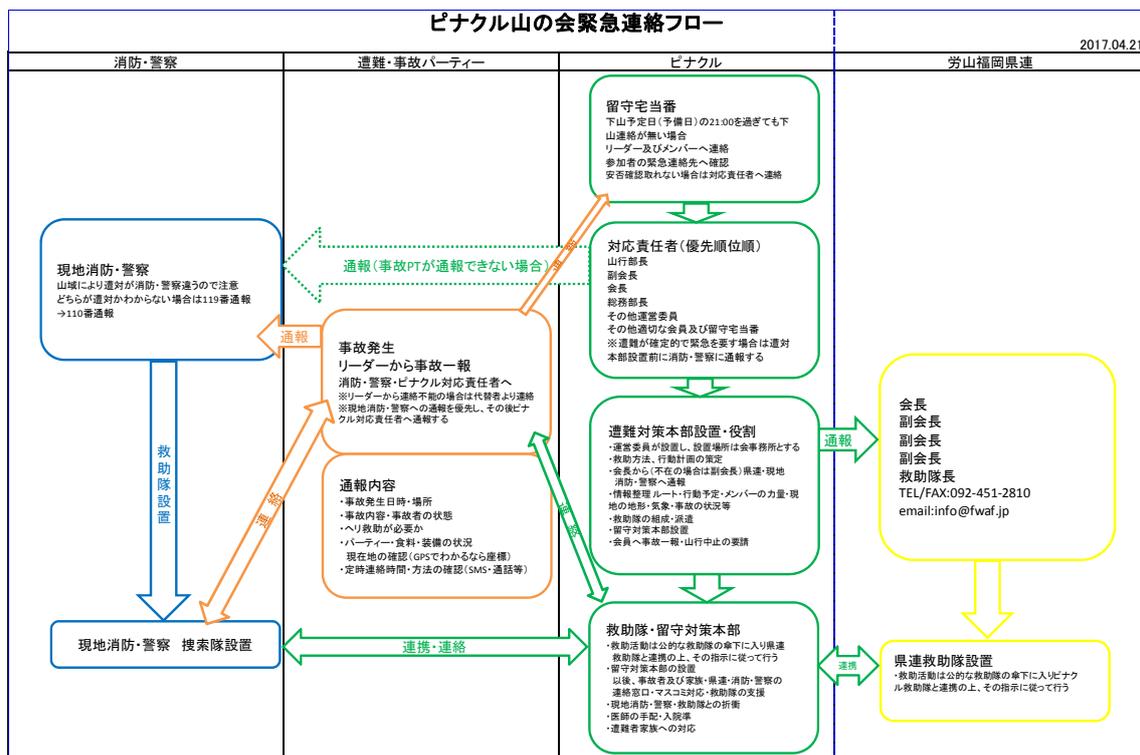
遭難事故報告書の提出を受け、遭難対策協議会を全会員参加のもと招集する。会員は、遭難者を必要以上に批判することなく、今後の山行に対しての自らの教訓としなければならない。

(4) 関係各所への挨拶、報告

現地警察、救助隊、県連などの関係各所への挨拶、及び報告を行う。

10. 解散

対策本部は、上記事後処理を行った後、解散するものとする。



遭難対策基金規定 (規約第14条に基づく規定)

遭難対策基金としては会員が加入している日本勤労者山岳連盟(労山)新特別基金と、当会が独自で積み立てている遭対積立金がある。また、会員の山岳遭難における捜索・救助費用は、原則として全額事故当事者またはその家族の負担とする。

A. 労山新特別基金について

1. 会員は、労山新特別基金（5口・5,000円以上）に加入しなければならない。
2. 会員の山岳遭難における捜索・救助費用は、労山新特別基金の規定に従う。

B. 会の遭対積立金について

1. 会の遭対積立金の使途目的は、下記の a)～e) である。
 - a) 山岳遭難における捜索・救助費用の一時的な立替え。
 - b) 山岳遭難における捜索・救助費用で、事故当事者より、ピナクル山の会、あるいは、その代表である会長等（以下ピナクルと略）が支払う方が適切と思われる費用。
 - c) 山岳遭難における捜索・救助活動終了後の諸事（捜索・救助に対するお礼、謝罪、慰霊祭等）にあたる費用で、事故当事者よりピナクルが支払う方が適切と思われる費用。
 - d) ピナクルが遭難事故による損害・傷病の賠償、その他を請求される、あるいは、その恐れがある場合、それに対応する費用。
 - e) その他、運営委員会が必要と認める費用。
2. 上記 1-a) における立替限度額は、労山新特別基金による同事故に対して予定される補償額とする。上記 1-b)・1-c) においては、一事故につき、総額で 100 万円を限度とする。

C. 本規定の発効期日

本規定は、2014年4月1日より発効する。

登山計画書 (別紙 EXCEL 表)

共同装備管理方法

会装備は山行部装備担当が管理しますが、貸し出し状況を把握するため、会のHPに記録することになっています。

借りる際は、HPの会装備用掲示板に記入して下さい。

詳しい使い方は HP 会員の部屋 会装備 掲示板（BBS）を御覧ください。

http://www.pinnacle.visithp.com/member/bbs_soubi/light.cgi